

小金井市定員管理計画

令和5年6月

小金井市

～目次～

1	定員管理計画の目的	1
2	本市の職員数削減の経過	1
3	本市の職員数の推移	1
4	定員管理計画における職員数の考え方	3
5	定員管理計画の策定	4
(1)	現状および定員管理計画の方向性について	4
(2)	定員数の根拠等	5
(3)	計画期間	5
(4)	基準値	5
	小金井市定員管理計画	6

1 定員管理計画の目的

地方自治体は、行政運営を行う上で最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければなりません。そのため、各地方自治体において地域の実情を踏まえ、自主的・計画的に適正な定員管理に取り組むことが求められています。

この度策定する定員管理計画は、これまでの定員管理の実績や小金井市行財政改革2025で目指す将来像を踏まえ、真に必要な職員数を示したものとなります。本市では、この計画を基に、各年度における職員新規採用や配置等、適正な定員管理を行ってまいります。

2 本市の職員数削減の経過

本市では、昭和50年代に7年連続都合8回、人件費比率が全国ワーストワンとなり、平成7・8年度には経常収支比率も全国ワーストワンとなりました。その結果、平成9年度には全国で初めて退職手当債を発行しなければならないほど、本市の財政状況は悪化しました。

このような財政状況を受け、平成9年度から財政再建を目指した行財政改革に本格的に取り組み、特に職員数の削減に重点を置くことで財政状況は回復し、遅れていたまちづくりを進めることができました。

一方で、地方自治体の業務は、国等からの権限移譲を受け増加し続けると共に、社会情勢や自然環境等の影響により多様化・複雑化が進んでいることから、本市の職員1人当たりの業務負担は年々増加する傾向にあります。

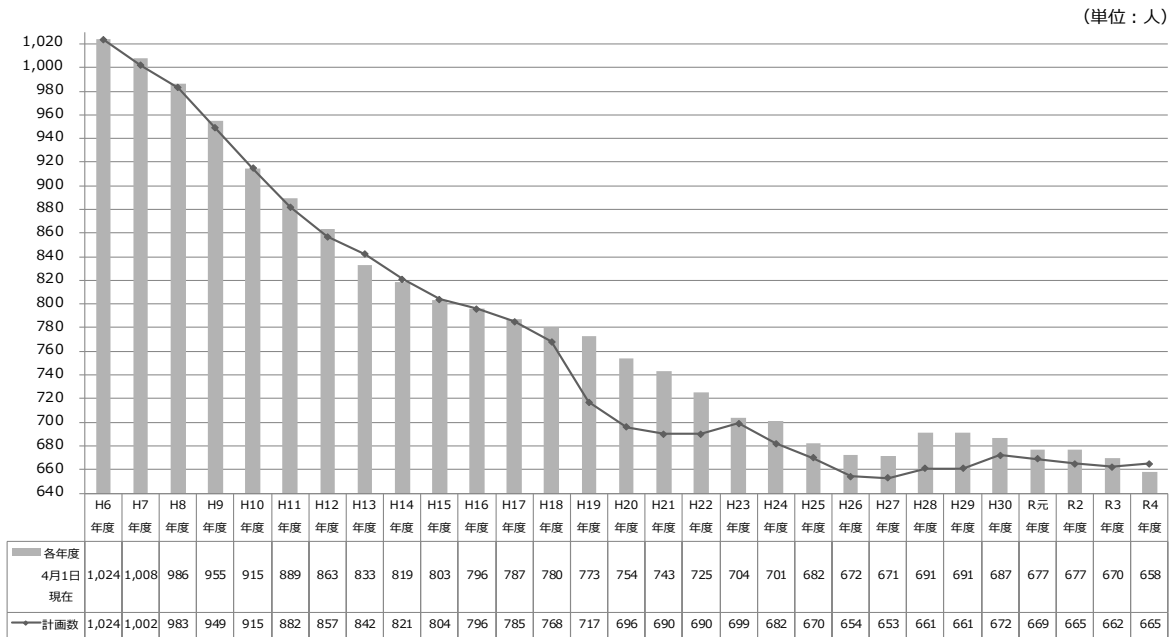
3 本市の職員数の推移

本市では、四半世紀以上にわたり行財政改革に取り組んできた結果、1,000人を超えていた一般職の職員数は令和4年度当初において658人までに減少しました。

一方で、正規職員の指揮監督の下、一般業務に従事する非正規雇用の会計年度任用職員は、その減少分を補完する形で年々増えてきました。

市の業務が増え続ける中で、業務の見直しや効率化に積極的に取り組み、会計年度任用職員への置き換えを進めるなど、多様な任用形態による人件費の削減に努めてまいりました。

【職員数の推移】



【会計年度任用職員と職員総数の推移】

(単位：人)

年度	内訳	一般職の職員数				小計	その他		合計
		正規職員	一般任期付職員	育児休業代替 任期付職員	フルタイム 再任用職員		短時間 再任用職員	会計年度 任用職員	
平成26年度		657	0	11	4	672	55	291	1,018
平成27年度		653	5	12	1	671	42	272	985
平成28年度		661	11	17	2	691	30	275	996
平成29年度		658	16	12	5	691	18	285	994
平成30年度		651	17	13	6	687	6	305	998
令和元年度		646	16	9	6	677	6	308	991
令和2年度		643	15	12	7	677	5	322	1,004
令和3年度		641	12	7	10	670	6	334	1,010
令和4年度		635	11	4	8	658	7	332	997

※ 会計年度任用職員は月給制職員の数（平成26年度から令和元年度までは非常勤嘱託職員の数）

4 定員管理計画における職員数の考え方

平成以降の地方自治体の定員管理は、主に国が定める行政の簡素化・合理化を目的とした整理・削減型の行財政改革の下進められてきました。そして、国の集中改革プラン終了時点では、地方自治体の職員数削減は、ほぼ底を打ち横ばい傾向となり、総務省においても、平成28年度以降は「団体ごとの業務や住民構造など個別の事情に応じた適切な定員管理」を求めるようになりました。

地方自治体の職員数は、主に類似団体平均等を標準的な水準として定員管理されており、本市においても、総務省が毎年度公表している地方公共団体定員管理調査の結果を踏まえつつ、過去の経過や、厳しい財政状況、山積する将来の課題等も考慮して、標準的な水準よりやや厳しい定員管理を行ってまいりました。

しかし近年では、気候変動による自然災害対策、新型コロナウイルス感染症等の未知のウイルスへの対策など、これまで想定していなかった新たな行政需要が生まれており、さらにこれを契機としたニューノーマル時代への対応や、働き方改革への対応も求められるようになっていくことから、これからの定員管理については、本市の個別の事情に加え、新たな需要への対応も考慮して検討する必要があります。

<定員管理計画の対象となる職員>

次の(1)から(5)を除く職員を対象とします。

- (1) 育児休業代替任期付職員
- (2) 地方自治法に基づく派遣職員
- (3) 特別職（理事者）
- (4) 再任用職員及び任期付職員のうち短時間勤務職員
- (5) 会計年度任用職員

【類似団体との職員数比較（普通会計ベース）】

令和4年4月1日現在

	職員数	本市との差
小金井市	603人	—
全国類似団体平均（単純値）	764人	161人
全国類似団体平均（修正値）	684人	81人
都内類似団体平均（単純値）	624人	21人

※都内類似団体は青梅市、昭島市、国分寺市、東久留米市、多摩市

※普通会計ベース職員数であり、公営企業会計部門を含まない。

※単純値は単純な平均値であり、修正値は職員を配置している団体のみ平均値

5 定員管理計画の策定

(1) 現状および定員管理計画の方向性について

本市では、新庁舎建設や市立小中学校の長寿命化等、多額の財源を要する課題が山積していることから、職員人件費の推移は引き続き最も注視しなければならない管理項目の一つであり、これに直結する職員数についても引き続き緩めることなく管理していく必要があります。

一方で、本市の令和4年4月1日現在の普通会計職員数は、厳しい財政状況等を踏まえ既に都内類似団体平均と比較して21人少ない状況にあり、各職場の職員数は冗長性が低いことから、1人当たりの負担の増加に加え、働き方改革等への対応も課題となってきています。

このような現状の中、人口減少社会が更に進むと、自治体でも職員採用が難しくなるとの予測があり、本市においても、現在より更に少ない職員数で、市民サービスを提供しなければならない時代が来ると考えられます。このため、今のうちに現在の市の制度や組織、事業そのものを大胆に見直し、限られた職員でも持続可能な市に作り変えていくことが求められています。

このためには、通常業務を行いながら改革を進める必要があります。特にマンパワーが必要な時期となることから、総合的な判断により、職員数については更なる削減を前提とするのではなく、定年引上げと新

規採用職員のバランスに注視しつつ、各重点取組等へ戦略的に人材を投入することを可能とした定員管理とします。

(2) 定員数の根拠等

ア 「民でできることは民に」を基本にアウトソーシング等を進め、生み出した職員は単純に削減するのではなく、真に必要な部署への重点配置等を検討します。

イ 毎年度の退職者（見込）数は、定年退職者数及び再任用任期満了者数に普通退職者の平均値を加えます。

ウ 定年引上げにより、令和5年度から令和13年度までの移行期間は、正規職員の定年退職者は2年に1度となります。

毎年度の職員新規採用は、段階的な定年引上げを踏まえ、退職者数の補充を基本としつつ、安定的かつ持続的な組織運営及び継続的な市民サービスの提供を可能とする採用とします。

エ 新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症対策や、地球温暖化の影響による自然災害等に迅速かつ機動的に対応できるよう、弾力的な人員配置が可能となる職員数を確保します。

オ 働き方改革による休暇の取得、多様な業務形態、時間外勤務削減等を可能とする職員体制を構築します。

カ 市の施策の変更（行財政改革2025の重点取組、組織改正、行政評価結果の反映等）や社会情勢等による環境の変化、公務員制度の変更等があった場合は随時計画の見直しを行います。

(3) 計画期間

計画期間は、行財政改革2025の計画期間（令和4年度から令和7年度まで）に合わせ令和8年4月1日を含めた令和5年度から令和8年度までとします。

(4) 基準値

令和5年4月1日現在の定員数は、現員数の655人に欠員である8人を加えた663人とします。

小金井市定員管理計画

令和5年6月6日策定

(人)

	R 4年度定員	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
企画財政部	39	41	41	41	42
総務部	42	43	44	45	43
市民部	101	101	103	103	104
環境部	47	47	47	46	45
福祉保健部	92	90	88	88	88
子ども家庭部	169	169	172	172	172
都市整備部	52	51	53	53	54
学校教育部	57	55	56	55	54
生涯学習部	33	33	27	27	27
行政委員会等	22	22	22	22	22
部長職者	11	11	11	11	11
合計	665	663	664	663	662
R 4年度比	-	▲ 2	▲ 1	▲ 2	▲ 3

【参考】職員数との比較

(人)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
定員	665	663	664	663	662
職員数(育休任期を除く。)	654	655	-	-	-
差	▲ 11	▲ 8	-	-	-

【参考】定員外とする人員(実績値)

(人)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
育休代替任期付職員	4	3	-	-	-
派遣職員	8	9	-	-	-
特別職	3	3	-	-	-

【備考】

- 1) 計画期間は、令和5年度から令和8年度までとする。
- 2) 基準日は4月1日とする。
- 3) 基準日現在の職員のうち、以下を除く職員の人数を「定員」とする。
 - ・ 育児休業代替任期付職員
 - ・ 地方自治法に基づく派遣職員
 - ・ 特別職(理事者)
 - ・ 再任用職員及び任期付職員のうち短時間勤務職員
 - ・ 会計年度任用職員
- 4) 定員管理計画の計画値は、必要に応じて見直しを行う。

小金井市定員管理計画

編集・発行 令和5年6月

小金井市企画財政部企画政策課行政経営担当

〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

T E L : 042-387-9807 / F A X : 042-384-6426